

「初回産科受診料助成事業」のお知らせ

一関市では、令和6年4月1日以降に低所得世帯に属する方が妊娠判定検査のため医療機関を受診した費用の一部を助成します。(保険適用外の受診が対象)



★対象者★

妊娠判定のため医療機関を受診した方で、一関市に住民登録している市民税非課税世帯・生活保護世帯に属する方。または市民税非課税世帯・生活保護世帯と同等の所得の方
※令和7年6月30日までに受診した場合は令和6年度の市民税課税、7月1日以降に受診した場合は令和7年度の市民税課税が非課税の世帯（世帯全員が非課税）に属している方が対象となります。

★助成対象費用★

令和6年4月1日以降に受診した初回産科受診料（妊娠判定に必要な診察費用）の一部または全部（上限1万円）。対象は保険適用外の初回産科受診料です。
※保険適用外で受診した診察費用と助成上限額を比較して、低い金額が助成となります。

★申請期限・申請方法（申請に必要な書類）★

医療機関を受診した日から起算して1年以内に申請してください。

★次の①～⑤をそろえて申請してください。（③④は該当者のみ）

- ①初回産科受診料助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②妊娠判定のための受診費用の領収書および明細書の原本（氏名、受診日、医療機関名が記載されたもの）
- ③受診者・同世帯員（別世帯の配偶者含む）の住民登録が1月1日時点で一関市以外の場合、1月1日時点で住民登録していた市町村からの市町村民税の所得課税証明書（受診日によって令和6年度または令和7年度の非課税世帯の確認となりますので、対象となる課税年度にご注意ください）
- ④一関市以外から生活保護を受給している場合、生活保護受給証明書
- ⑤本人名義の通帳かキャッシュカード



【お問い合わせ先】

こども家庭課おやこ健康係（一関保健センター内）	☎21-5409（係直通）
東部健康推進室（千厩支所内）	☎53-3952
北部健康推進室（大東支所内）	☎72-4087